

農業共済加入者並びに関係の皆様へ

**必要措置命令に対する具体的な措置の  
取組状況の報告義務の解除について**

平素は、農業共済事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、本会に対して発出されていた必要措置命令（平成 23 年 4 月 26 日付け農林水産省指令 23 経営第 200 号）に基づく取組状況の報告義務について、平成 26 年 3 月末の報告をもって解除する旨を農林水産省から通知されました。（平成 26 年 5 月 29 日付け 26 経営第 170 号）これも偏に、ご加入者、N O S A I 基礎組織及び組合等の皆様のご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

本会は、措置命令を受けてから 3 年の間、適切な受検態勢の確立と法令等遵守態勢の強化を図るために、具体的な措置と工程表を策定し、その取組状況を定期的に報告するなど組織を挙げて取組んで参りました。

今後ともこれらの取組みを継続し、ガバナンス及びコンプライアンス態勢の充実を図り業務運営の更なる改善に努めてまいる所存でございますので、引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成 26 年 5 月 29 日

兵庫県農業共済組合連合会  
会長理事 鷲尾 弘 志